

二四

秘

昭和十八年秘發第 425 號

接受昭和十八年六月三日

起案マデノ日數

日 月 日 施行 六月九日

大臣

企業局長

工商政課長  
資金課長

通牒案

秘書課長

各局長  
外局長官  
金屬回收本部長

本年六月一日在記事項閣議決定相成  
候趣内閣書記官長ヨリ通牒有之候條爲



六月九日 企業局長

洋紙回部用紙

日本標準規格 B5 182 x 257mm

0217

0000 0217

念及通知候也

戦力増強企業整備基本要綱ニ關スル件  
(内容省畧)

Large empty rectangular frame with vertical lines, likely a placeholder for a document or a large stamp.

秘

内閣勅甲第一六五號

昭和十八年六月一日

内閣書記官長

星野

直樹



# 商工大臣 岸 信介殿

戦力増強企業整備基本要綱ニ關スル件

戦力増強企業整備基本要綱別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ  
及ビ候

極秘

戰力増強企業整備基本要綱  
(昭和十八年六月一日  
閣議決 定)

第一 方針

一、大東亞戰爭ノ現段階ニ對處シテ戰爭ノ完遂ヲ確固不拔ナラシムル爲國民戰時生活ノ確保ヲ期シツツ皇國ノ綜合戰力就中直接戰力ヲ急速且最高度ニ増強スル目的ヲ以テ從來ノ企業整備ノ趣旨ヲ擴充シ新ナル構想ノ下ニ企業整備ヲ實施スルモノトス

二、企業整備ニ當リテハ左ノ各點ニ重點ヲ指向スルモノトス

(一) 戰爭遂行上必要ナル生産力ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ヘ計畫的ニ轉活用シ之ヲ擧ゲテ戰力化スル爲産業ノ各部門ニ於ケル各種生産要素ヲ集約スルト共ニ之ガ最大効率ヲ發揮セシムル態勢ヲ整備スルコト

(二) 戰爭ノ進展ニ伴ヒ愈々擴充ヲ要スル部門ニ於テハ前號ノ外特ニ企業系列ノ整調強化、生産機能ノ刷新向上等ヲ圖リ其ノ生産

性ヲ最大限ニ昂揚セシムルコト  
 三 企業整備ニ當リテハ本整備ヲ通ジテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ戰時財政經濟ノ全體的運營ニ支障ヲ生ゼシメザルハ勿論進ンデ之ガ活潑強力ナル運營ヲ期スルモノトス

第二 要領

一 工業部門ノ整備

(一) 方針ニ、(一)ニ基キ綜合戦力増強上必要トスル勞務ノ供出、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ寄與スルコト大ナル工業部門(第一種工業部門ト稱ス)ノ整備ハ積極的ニ之ヲ推進セシム本部門ノ整備ハ各工場ニ付左ノ各號ノ區分ヲ爲シ所要ノ措置ヲ講ズルニ依リ之ヲ實施ス  
 イ、操業工場 戦争遂行並ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スル爲一定數ノ工場ヲ選擇シ之

ロ、保有工場

ニ生産ヲ集中ス  
 空襲其ノ他ノ災害、物資需給關係ノ變動等ニ備ヘ又將來ニ於ケル他地域ヘノ移設ノ必要ヲ考慮シ操業工場ノ外或ル程度ノ設備ヲ存置保有ス

ハ、轉用工場

軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ適スルモノハ可能ナル限り轉用ヲ行フ

ニ、廢止工場

爾餘ノ工場ハ之ヲ廢止ス

本部門ノ整備ニ關シテハ勞務ノ配置轉換、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ付要スレバ法令ヲ發動ス  
 本部門ニ該當スル業種及其ノ實施要領ハ別冊第一「企業整備第一種工業部門」措置要綱ニ依ル  
 航空機又ハ兵器ノ製造、造船其ノ他ノ軍需重工業、機械工業、

液體燃料工業並ニ之等ニ必要ナル重要素材工業等（第二種工業部門ト稱ス）ニ於テハ主トシテ方針ニノ口ニ基ク整備ヲ行フモノトシ其ノ實施ニ關スル要綱ハ別ニ之ヲ策定ス

（註） 第二種工業部門ニ關スル金屬類回收ニ關シテハ別ニ定ムル回收量ヲ目標トシテ工場規模ノ大小、業種ノ如何ヲ問ハズ劣悪ナル設備、遊休セル設備等ノ回收ヲ圖ル

曰 第一種工業部門及第二種工業部門以外ノ工業部門（第三種工業部門ト稱ス）ノ整備ニ關シテハ實情ニ即スル指導勸奨ニ依リ之ヲ實施ス

但シ金屬類ノ回收ニ關シテハ安スレバ法令ヲ發動ス

ニ 配給部門ノ整備

（一） 工業部門ノ整備ニ即應シテ原材料、資材及製品ノ配給部門ニ

關シテモ之ガ機能發揮ヲ強化スル爲所要ノ調整改善ヲ加フ

（二） 小賣業ノ整備ニ關シテハ別冊第二「小賣業ノ整備ニ關スル件ニ基キ之ガ適切且同滑ナル實施ヲ圖ル

三 轉用及回收ノ措置

整備ノ實施ニ當リテハ工場及設備ノ轉用並ニ金屬類ノ回收ヲ計畫的ニ行フモノトシ需要ノ緩急ヲ考慮シツツ計畫量ノ確保ヲ圖ル

第一種工業部門ニ關スル工場及設備ノ計畫的轉用ニ關シテハ別冊第三「企業整備ニ伴フ工場等ノ轉用ニ關スル措置要綱」ニ依ル

四 從業者等ノ措置

轉廢業者及廢止企業ノ從業者ハ其ノ技能經驗ヲ活用シ得ル如ク考慮シツツ之ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ニ計畫的ニ配置轉換ヲ行フモノトシ積極的ニ指導轉換ニ努メ之ガ企業實施ニ付テハ特ニ其ノ敏捷適確ヲ期スルモノトス

應召入營中ノ者及其ノ家族等ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フモノトス

轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ニ對シテハ必要ニ應ジ國家ノ負擔ニ於テ生活後援、救済又ハ設備配置等ノ措置ヲ講ズ

尙轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ノ償置ニ付テハ別冊第四「企業整備ニ伴フ從業者償置要綱」ニ依ル

五、企業整備ニ伴フ轉廢業者ノ資産評價、共助金等ノ措置共助金ニ關スル從來ノ觀念ヲ改メ透徹セル決戰意識ニ基ク共助施設ヲ講ズルモノトス

當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體ガ轉廢業者ニ對シテ交付スル實績補償ノ共助金ハ從來ノ例ニ比シテ差等ヲ生ゼシ

メザル考慮ヲ拂フト共ニ殘存業者ノ負擔能力ノ限度ニ於テ之ヲ交付スルコトトシ生活後援ノ共助金ニ付テハ必要ニ應ジ國家ヨリノ

補助ノ増額ヲ考慮ス

轉廢業者ニ付テハ其ノ申出ヲ考慮シ營業權的價值ヲ加味セル現行評價基準ニ依リ其ノ營業資産ヲ國民更生金庫又ハ産業設備營團ヲシテ引受ケ又ハ買取ラシム此ノ場合ニハ實績補償ノ共助金トノ關係ヲ斟酌ス

尙企業整備ニ伴フ轉廢業者ノ資産評價、共助金等ニ關スル措置ニ付テハ別冊第五「企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱」ニ依ル

六、財政金融措置

企業整備ニ關シ必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルト共ニ産業設備營團、國民更生金庫ニ對スル損失補償、設備ノ保有ニ關スル補助金、轉廢業關係者ニ對スル補助金、地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

企業整備ニ伴フ放出資金ノ浮動化防止、債權債務ノ處理、會社經

営

営

営

営

営

営

営

理、株價ノ激動防止等ニ關シ戰時財政經濟ノ全體の運営ニ支障ヲ  
生ゼシメザル爲萬全ノ對策ヲ講ズルモノトシ資金ノ浮動化防止其  
ノ他ニ關シテハ所要ノ立法ヲ爲ス  
尙財政金融ニ關スル措置ニ付テハ別冊第六「企業整備ニ伴フ財政  
金融措置要綱」ニ依ル

附

外地ニ於テモ本要綱ニ依リ企業整備ヲ行フモ其ノ特殊事情ハ之ヲ  
考慮ス

諒 解 事 項

- 一、 企業整備ニ關スル各所管省ノ措置ノ大綱ニ付テハ本要綱ノ「方針」  
ノ具現ニ遺憾ナカラシムル爲企業院ニ於テ必要ナル連絡調整ヲ行フ  
モノトス
- 二、 整備ハ極力速ニ之ヲ實施スルモノトシ其ノ時期ハ各業種ノ實情ニ  
應ジ之ヲ定ムルモ同一業種ニ付テハ各地域ヲ通ジ可及的齊一ナラシ  
ムル如ク措置ス
- 三、 整備ニ關シテハ複雑煩瑣ナル施策ニ臨シテ之ガ急速ナル遂行ニ支  
障ヲ來サシメザルノ考慮ヲ拂フモノトス
- 四、 工業部門及運輸部門以外ノ部門ニ關シテハ整備ノ必要ニ應ジ別途  
之ヲ企畫實施スルモノトス

極秘

目次

戦力増強企業整備基本要綱

- 別冊 第一 企業整備（第一種工業部門）措置要綱
- 第二 小賣業ノ整備ニ關スル件
- 第三 企業整備ニ伴フ工場等轉用ニ關スル措置要綱
- 第四 企業整備ニ伴フ從業者措置要綱
- 第五 企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱
- 第六 企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱



極秘

別冊第一

企業整備（第一種工業部門）措置要綱

戦力増強企業整備基本要綱ニ依ル第一種工業部門ノ整備ハ左ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

第一 業種別計畫要領

一、別表ニ掲グル第一種工業部門ニ屬スル工場ノ操業、保有、轉用又ハ廢止ノ區分決定基準ニ關シテハ業種、業態ノ實情ニ應ジ左ノ各號ニ依ル

- (一) 戦争遂行竝ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スルコト
- (二) 軍需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉用ニ適スルモノハ可能ナル限り

轉用ヲ行フコト

尙保有工場ノ範圍ハ轉用ノ要度ニ依リ適宜之ヲ縮減スルモノトスルコト

(三) 陸海軍利用工場ニ付テモ檢討ヲ加ヘ相當程度發註ノ集中又ハ利用ノ轉換ヲ行ヒ整備ノ趣旨達成ニ努ムルコト之ガ爲要スレバ一定ノ猶豫期間ヲ置キ廢止工場トスルモノトスルコト

(四) 物資動員計畫ニ定ムル屑鐵回收及轉用ヲ確保スルコト

(五) 工場ノ物的設備ノミニ着目スルコトナクカノテ資本、勞務、經營トノ有機的一體トシテ之ヲ整備ノ對象タラシムルコト

(六) 前各號ノ要請ニ基キ特ニ他産業部門トノ關聯ヲ考慮シ必ズシモ優秀工場又ハ大工場ニ操業ヲ集中スルコトナク整備後ニ於ケル各産業ノ有機的機能ノ發揮等ニ適合セシムルガ如クスルコト

(七) 前各號ノ外設備ノ内容、能率ノ良否及燃料、動力、輸送、防

空等ノ立地條件ヲ綜合勘案スルコト

二 各所管省ニ於テ措置スベキモノハ別表第一ノ業種トシ操業工場、保有工場及轉用工場ハ各省ニ於テ之ヲ決定ス

三 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノハ別表第二ノ業種トシ各省ニ於テ措置スベキモノハ二ノ要領ニ依リ地方長官ニ於テ措置スベキモノハ四ノ要領ニ依ル

四 地方長官ニ於テ措置スベキモノハ別表第三ノ業種トシ各道府縣ニ於ケル操業設備能力及保有設備能力ノ全設備能力ニ對スル割合ハ各省之ヲ定メ所要ノ事項ト共ニ地方長官ニ指示スルモノトシ地方長官ハ其ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ於テ設置スル委員會ノ意見ヲ徵シ管下工場ヨリ操業工場、保有工場及轉用工場ヲ選定ス

五 各省及地方長官前各號ノ措置ヲ爲スニ當リテハ必要ニ應ジ關係各廳ト連絡ヲ爲スト共ニ統制會及業者團體ヲ適宜活用スルモノトス

六 原材料、資材、動力、勞務、資金等ノ生産諸要素ノ割當供給並ニ發註ノ統制ニ付テハ整備ノ計畫ニ即セシムルト共ニ之ニ依リ整備ヲ促進ス

第二 操業工場及保有工場ニ關スル措置

一 操業工場ニ於テハ努メテ高操業率ヲ保持セシムルモノトス但シ中小規模工場ヲ以テ組成スル業種等ニ在リテハ操業工場ノ生産力ニ若干ノ餘裕ヲ保タシムル如ク考慮ス  
操業工場ニ付テモ各業種ノ實情ニ應ジ生産機能ノ刷新向上其ノ他ノ措置ヲ講ジ生産性ヲ昂揚ス  
二 地方長官ニ於テ操業工場及保有工場ノ選定ヲ爲スニ當リテハ第三ニ定ムル所ニ依リ豫メ軍需其ノ他ノ重點部門へ轉換利用スベキ工場ヲ想定シ之ヲ除キタルモノノ中ヨリ選定スルコトトシ此ノ場合規模ノ比較的大ナル工場ノミヲ選定スルコトナク特ニ勞務等ノ

有效利用ニ留意ス

三 保有工場ハ極力當該業者又ハ其ノ團體若ハ統合體ノ自力ニ依リ之ヲ保有セシメ要スレバ各所管省ノ指示ニ依リ産業設備營國ヲシテ之ヲ買受保有セシム  
前項ニ依ル保有ニ要スル費用（金利ヲ含ム）ニ付テハ狀況ニ應ジ其ノ一部又ハ全部ヲ政府ヨリ補助ス  
四 操業工場へノ生産ノ集中及保有工場ニ於ケル設備ノ保有ヲ容易ナラシムル爲必要ニ應ジ業種、業態ニ即應シ共同計算ヲ實施セシム

第三 工場及設備ノ轉用又ハ供出ニ關スル措置

一 操業工場及保有工場以外ノ工場及其ノ設備ハ之ヲ轉用又ハ供出層化セシム但シ特ニ優秀ナル設備ハ之ヲ操業工場又ハ保有工場ノ設備ト入替フル等適當ナル措置ヲ講ズ

ニ 中小企業ノ多数存スル地方ニ於ケル工場ノ轉用ニ關シテハ適當ナル工場ヲ中核トシ之ニ數個ノ中小工場ヲ從屬セシメ之ヲ一體トシテ利用セシムルガ如ク努ムルモノトシ之ガ實施ニ關シ必要ナル事項ハ關係各廳協議決定ノ上地方長官ニ指示ス

備考

- 一、各業種ニ付工場ノ操業、保有、轉用及廢止ノ割合及供出層鐵量ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 二、中小工業ニ關シテハ本要綱ニ依ルノ外昭和十七年八月十一日閣議決定「中小工業ノ整備ニ關スル件」ニ依ルコト
- 三、第一種工業部門ニ屬スル事業ノ設備擴張ニ付テハ本整備ノ趣旨ニ即應シ檢討ノ上措置スルコト

別表

第一種工業部門ニ屬スルモノ左ノ如シ但シ特ニ必要ト認ムルトキハ關係各廳ノ協議ニ依リ追加補正ヲ爲スコトアルモノトス

第一 各所管省ニ於テ措置スベキモノ

- |        |             |
|--------|-------------|
| 綿スフ紡績業 | スフ製造業       |
| スフ專紡績業 | 油糸紡績業       |
| 梳毛紡績業  | 製紙バルブ製造業    |
| 紡毛紡績業  | 人絹バルブ製造業    |
| 絹糸紡績業  | 綿漁網製造業      |
| 人絹製造業  |             |
| 口口生産業  | 非鐵金口壓延業     |
| 口線製造業  | 其ノ他ノ非鐵金口加工業 |

硫酸生産業

ア法青蓮工業

無機工業藥品生産業

タール系中間物生産業

カーバイド生産業

炭油再製業

燐寸製業

葡萄糖製業

精製糖業

硬化油生産業

寫真感光材料生産業

研削材製業

耐火煉瓦製業

ゴム工業

煉炭製業

グルタミン酸ソーダ製業

器械製絲業

食料品壺罐詰製業

繭短纖維製業

水飴製業

蠶種製業

第二 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノ

反毛工業

織物染色業

綿スフ織物製業

織維雜品染色業

毛織物製業

織維第二次製品製業

絹人絹織物製業

製網製業

麻織物製業

製紙業

撚絲製業

印刷業

ガラ紡績業

輕金屬加工業

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

セメント製品製造業（一部を除ク）

合成樹脂製造業

苦汁製品生産業

合成樹脂加工業

石鹼製造業

脂肪酸生産業

塗料製造業

油脂製造業

菓子製造業

製粉業

清涼飲料製造業

第三 地方長官ニ於テ措置スベキモノ

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

秘

別冊第二

小賣業ノ整備ニ關スル件

昭和十八年度ニ於ケル小賣業ノ整備ハ昭和十七年四月二十一日閣議決定「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ基キ之ヲ行フモノトス但シ第一次指定業種ニシテ既ニ整備ヲ完了シタルモノノ殘存業者又ハ第二次以降ニ計畫的整備ヲ實施セザル業種ノ業者ニシテ相當期間其ノ業ニ從事シ自發的ニ時局重要産業ニ轉業ヲ申シ出デタルモノニ付テハ地方官廳ノ指導幹旋ヲ受ケタル場合ハ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ヲ爲サシムル様考慮スルモノトス

備考

接客業者ニ付テハ別途策定スルモノトシ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ニ關シテハ小賣業整備ノ取扱ニ準ズルモノトス

# 極秘

## 別冊第三

### 企業整備ニ伴フ工場等轉用ニ關スル措置要綱

企業整備ニ伴ヒ第一種工業部門ニ於テ廢休止スベキ工場、事業場又ハ機械器具等ニシテ軍需其ノ他ノ重點部門へ轉用スルモノニ付テハ左記ニ依リ措置スルモノトス

記

## 第一 通則

一、轉用（讓渡、賃借、出資又ハ自家使用ヲ謂フ以下同ジ）スベキ物件ヲ左ノ二種ニ分ツ

(一) 轉用工場

工場又ハ事業場ニ於ケル土地及建家トシ金屬設備ニ屬スルモノヲ含マズ

(二) 金屬設備

工場又ハ事業場ニ於ケル機械器具及金屬ヲ主體トスル工作物等ニシテ金屬類回收令ニ依ル回收



ノ對象タリ得ベキ種類ノ設備トス

- ニ 轉用工場タル建家及金屬設備ニ包含セラルル鐵鋼量ハ物資動員計書ニ於ケル鐵鋼配當量(轉用分)ヨリ之ヲ控除スルモノトス
- 三 轉用工場及金屬設備ノ代價支拂ニ關シテハ之ガ浮動資金化スルコトナカラシムル爲「企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱」ニ依リ適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二 金屬設備ニ關スル措置要領

- 一 金屬設備ノ計畫的轉用ヲ確保スル爲之ガ轉用ニ關シ法令ニ依ル規制ヲ實施スルモノトス
- 二 金屬設備ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノヲ供出設備トス
  - (一) 産業設備營團、重要物資管理營團若ハ國民更生金庫ニ讓渡セラレタル設備又ハ之等ノ機關ニ對シ讓渡ノ申込若ハ處分ノ委託アリタル設備

(一) 前號ノ機關ニ供出スベキコトニ行政官廳又ハ統制團體ニ於テ決定ノ上通知アリタル設備

三 供出設備ハ商工大臣ノ發行スル轉用證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ轉用スルコトヲ得ザルモノトス但シ左ノ各號ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 産業設備營團、重要物資管理營團又ハ國民更生金庫ニ讓渡スルトキ

(二) 前號ノ機關ガ金屬回收統制株式會社ニ讓渡スルトキ

四 轉用證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ商工大臣ニ之ヲ申請スルモノトス

前項ノ申請者ガ陸軍又ハ海軍ノ管理工場、監督工場又ハ之等ニ準ズル工場ナルトキハ前項ノ申請ハ陸軍省又ハ海軍省ヲ經由シテ之ヲ爲スモノトス

轉用ヲ受ケントスル者官廳ナルトキハ商工大臣ニ協議シ轉用證明書ノ交付ヲ受クルモノトス

五 商工大臣ハ四ノ申請又ハ協議アリタルトキハ別ニ定ムル轉用協議會ニ之ヲ付議スルモノトス  
轉用協議會ニ於テ轉用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ商工大臣ハ轉用證明書ヲ發行シ之ヲ四ノ申請者又ハ協議官廳ニ交付スルモノトス

六 金屬設備ニシテ二ノ供出設備ニ非ザルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ轉用スルコトヲ得ザルモノトス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ許可ノ申請ニ付テハ四及五ヲ準用ス  
商工大臣第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ當該設備ノ轉用ヲ受クル者ニ對シ轉用證明書ヲ交付スルモノトス

七 金屬設備ノ轉用ノ場合ニ於ケル價格及賃貸料ハ政府等ノ決定スル評價基準ニ依ルモノトス  
轉用ノ方式及價格又ハ賃貸料以外ノ轉用條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス

八 當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ商工大臣ハ必要ナル決定ヲ爲スモノトス

九 前記ノ各措置ヲ確保スル爲金屬類回收令ノ改正ヲ爲スモノトス  
第三 轉用工場ニ關スル措置要領

一 轉用工場ノ計畫的轉用ノ確保ニ關シテハ特段ノ法令ニ依ル規制ヲ實施スルコトナク臨時資金調整法等ノ運用ニ依ルチ建前トスルモ要スレバ企業整備令ニ依ル特別命令ヲ發動スルモノトス  
二 轉用工場ノ轉用ヲ受ケントスル者ハ當該轉用工場ヲ所管スル主務大臣ニ之ガ申出ヲ爲スモノトス

- 第二ノ四第二項及第三項ハ轉用工場ニ付之ヲ準用ス
- 三、主務大臣ハ二ノ申出又ハ協議アリタルトキハ第二ノ五ノ轉用協議會ニ之ヲ付議スルモノトス
- 轉用協議會ニ於テ轉用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ主務大臣ハ轉用通知書ヲ轉用工場ノ事業主及轉用申出者又ハ協議官廳並ニ産業設備營團ニ送付スルモノトス
- 前項ノ通知アリタルトキハ當事者ハ轉用ニ付産業設備營團ノ仲介ニ依リ協議ヲ爲スベキモノトス
- 四、轉用ノ方式及其ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス
- 五、當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ要スレバ企業整備令第五條ニ依ル命令又ハ同令第六條ニ依ル決定ヲ爲スモノトス

備考

- 一、本要綱ハ戦力増強企業整備基本要綱ニ依ル整備ノ外従前ノ方針ニ基ク企業整備ニ關シテモ之ヲ適用スルモノトス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 二、本要綱ノ實施ニ當リテハ轉用工場及金屬設備ヲ努メテ一元的ニ有效活用スルモノトシ轉用協議會ニ於テ之ガ綜合調整ヲ確保スルモノトス
- 三、工場又ハ事業場ニ於ケル建家ノ轉用ニ當リテハ建家ノ使用上必要ナル最少限度ノ設備ハ其ノ附屬セル状態ニ於テ轉用セシメ之ガ效率的利用ヲ圖ルモノトス
- 四、要綱第一ノ二ニ依リ鐵鋼配當量ヨリ控除スベキ數量ハ金屬設備ニ包含セラルルモノニ在リテハ轉用證明書、轉用工場タル建家ニ包含セラルルモノニ在リテハ轉用通知書ニ掲記セラルル所

ニ依ルモノトス  
右數量ノ決定方式ニ關シテハ別ニ關係官廳間ニ於テ協議決定ス  
ルモノトス

五 轉用物件ニ包含セララル銅及鉛ニ付テハ差當リ鐵鋼ノ如キ措  
置ニ依ラザルモ銅及鉛ノ特別回收計畫上ノ豫定物件ノ轉用アリ  
タルトキハ次期物資動員計畫ノ配當實施ニ際シ其ノ轉用分ノ調  
整ヲ行フモノトス

六 要綱第二ノ八及第三ノ五ニ付テハ協議ヲ爲スベキ期間ヲ別ニ  
定メ當該期間内ニ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキ  
ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ導ルモノトス

七 要綱第三ノ二第一項ニ依ル主務大臣ガ商工大臣以外ノ大臣ナ  
ルトキハ當該申出書ノ爲テ同時ニ商工大臣ニ提出スベキモノト  
ス

八 轉用工場及金屬設備ニ關シ地方廳ニ於テ措置セシムルヲ適當  
トスルモノニ付テハ運用上特別ノ取扱ヲ別ニ定ムルモノトス

原 本 不 鮮 明

極 秘

別 一 第 四

企 業 整 備 ニ 伴 フ 從 業 者 轉 換 要 綱

第 一 方 針

企 業 整 備 ニ 伴 フ 從 業 者、轉 換 ニ 關 シ テ ハ 迅 速 且 圓 滑 ニ 配 置 轉 換 ヲ 完  
シ 得 ル 如 ク 左 ニ 依 リ 各 般 ノ 施 策 ヲ 講 ズ

一 從 業 者、技 能 經 驗 等 ヲ 活 用 シ 得 ル 如 ク 重 點 的 且 計 畫 的 ニ 配 置 轉  
換 セ シ ム ル モ、ト シ 國 家 ニ 於 テ 積 極 的 ニ 指 導 幹 旋 ス 要 ス レ バ 國 家  
轉 換 ニ 付 法 的 措 置 ヲ 講 ズ

二 配 置 轉 換 ハ 地 域 的、需 給 狀 況 ヲ 考 慮 シ 極 力 移 動 區 域 ヲ 小 範 圍 ニ  
止 ム

但 シ 廢 休 止 工 場 專 業 場 ト 同 一 企 業 體 ニ 屬 ス ル 他、工 場 專 業 場 ニ 轉  
換 ス ル 場 合 ハ 此、限 ニ 在 ラ ズ

三 從 業 者、轉 換 先 ニ 於 ケ ル 給 與 ハ 原 則 ト シ テ 從 前、夫 レ ニ 比 シ 減

原本不鮮明

少スルコトナキ様措置ス

前項、給與以外、處遇ニ付テハ成ルベク従前ノ夫レニ準ズル取扱  
ヲ爲ス様考慮ス

四 應召入營中、從業者及其ノ家族ニ對スル取扱ハ應召入營者ヲシ  
テ後順、前ナカラシムル如ク特段ノ考慮ヲ拂フ

五 從業者ノ配置轉換ニ伴フ住宅ノ整備、輸送ノ確保及轉換後ノ生  
活援助等ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

六 廢休止工場事業場、從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ニ付テハ  
其ノ生活援助、訓練又ハ準備配置等ヲ爲シ之ガ爲必要ニ應ジ國家  
ニ於テ財政的負擔ヲ爲ス

第二 要 領

一、從業者ノ配置轉換措置

(一) 業種毎ニ當該業種ノ整備方針ニ基キ國又ハ道府縣ニ於テ之ガ

具體的配置轉換計畫ヲ作成ス

要スレバ當該統制會又ハ當該産業團體ヲシテ配置轉換計畫ノ作  
成ニ當リ協力セシム

(二) 配置轉換計畫ノ作成ニ當リテハ概ネ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フ  
モノトス

(1) 整備産業ニ於ケル從業者ノ他産業ヘノ轉換並ニ他地域ヘノ  
移動ノ適否

(2) 轉換者ノ技能、經驗、地位及家庭事情

(3) 轉換先ニ於ケル待遇

(4) 住居移轉ノ要否並ニ收容施設ノ有無

(5) 職員及勞務者ノ一體的轉換

(三) 轉換スベキ從業者ノ離散ヲ防止シ配置轉換計畫實施ノ的確ヲ  
期スル爲必要ニ應ジ廢休止工場事業場ニ付勞務調整令第二條ニ

依ル指定ヲ爲ス

四 配置轉換計畫ヲ設定シタルトキハ特別ノ事情アル場合ノ外本計畫ニ基キ強力ナル指導勸奨ニ依リ轉換セシムルコトトシ要スレバ法的措置ヲ講ズ

四 従業者ノ轉換ニ當リテハ成ルベク一般勞務者、幹部勞務者及職員ヲモ含メ集團的ニ轉換セシムル如ク指導ス

六 健康、年齢等ノ關係ニ依リ前各項ニ依リ難キモノト認メタル場合ハ他ニ就職斡旋ス

四 本要綱ニ基キ配置轉換又ハ就職斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ勞務配置關係法令ノ適用ニ當リ特ニ彈性性アル運用ヲ考慮ス

### 三 賃金給與ニ關スル措置

一 廢休止工場事業場ノ従業者ニ對シテハ當該工場事業場ヲシテ法令ノ定ムル手當ノ外別ニ解雇手當ヲ支給セシムル如ク指導ス

一 廢休止工場事業場ノ事業主ハ配置轉換ノ實施以前ニ於テ休業ヲ餘儀ナクセラレタル従業者ニ對シ成ルベク従前ノ給與ヲ支給シ少クモ健康保險標準報酬日額以上ノ休業手當ヲ支給セシム之ガ爲實情ニ依リ國家ヨリ所要ノ補助ヲ爲ス

一 廢休止工場事業場ノ負擔トナルベキ扶助ニ付テハ夫々實情ニ應ジ一時金ヲ支給セシメ扶助義務ヲ完給セシムベキモ收容治療中ノ者ニ付テハ治療スル迄當該工場事業場ヲシテ手當ヲ爲サシム

四 本要綱ニ基キ轉換シタル者ガ従前賃金統制令ノ最高初給賃金ノ定メアル工場事業場ノ従業者ナル場合ニ於テハ同令ノ適用ニ當リテハ之ヲ新ナル雇入ト看做スコトナク従前ノ收入ノ減少セザル如ク特別ノ考慮ヲ拂フ

四 本要綱ニ基キ他ノ工場事業場ニ轉換シタル者ハ勞働者年金保險

法及健康保險法、適用ニ關シテハ同一工場事業場ニ於テ引續キ  
被保險者タル者ト看做シ之ヲ處理ス

三

應召入營中、從業者及其ノ家族ニ對スル措置

(一) 配置轉換者、受入工場事業場ヲシテ原則トシテ轉換シタル從業者、員數ニ應ジ應召入營中、從業者ヲ採用セシム但シ本人又ハ家族ニ於テ希望セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(二) 應召入營中、者ヲ採用シタル工場事業場ヲシテ成ルベク從前其ノ者又ハ家族ガ受ケタルト同様ノ給與ヲ支給セシム

(三) 應召入營中、從業者ノ家族ニシテ就職ノ希望アル場合ハ優先的ニ斡旋ス

四

從業者、配置轉換ニ伴フ住宅及輸送等ニ關スル措置

(一) 本要綱ニ依ル配置轉換計畫ニ基ク轉換者ノ住宅ニ付テハ速ニ受入工場事業場ニ於テ施設セシムルコトトシ之ガ爲既存建家ノ

轉活用、所要資材ノ配給等ニ付特ニ考慮ス

前項ノ外住宅供給、一時收容施設等ニ關シテハ道府縣ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズ

(二)

多數從業者、配置轉換ノ行ハルル場合ニ於テハ輸送及食糧ノ

配給ニ遺憾ナキ様豫メ關係當局ノ間ニ於テ緊密ナル連絡ノ上之ガ確保ヲ圖ル

五

從業者ノ生活援護ニ關スル措置

廢休止工場事業場、從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ニ對シテハ實情ニ應ジ轉換完了ニ至ル迄ノ間生活維持ニ必要ナル援護トシテ一定期間ヲ限リ國家ニ於テ必要ナル補助ノ措置ヲ講ズ

既ニ轉換シタル者ニシテ特別ノ事情ニ依リ生活困難ナル者ニ對シテモ前項ニ準ジ生活援護ノ措置ヲ講ズ

六

未配置從業者ノ管理ニ關スル措置



- (一) 廢休止工場事業場ノ從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者及要領
- 三ノ(一)但替ニ掲グル者ノ援助、要領五ノ生活援護及鍊成等ノ措
- 置ハ大日本産業報國會ノ組織ヲ活用シテ之ヲ行ヒ之ガ所要ノ經
- 費ハ國家ニ於テ補助ス
- (二) 廢休止工場事業場ノ從業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ハ大日
- 本産業報國會ニ於テ國民勤勞報國隊ヲ組織シ其ノ配置ハ國民職
- 業指導所ノ指示ニ依リ之ヲ行フ

備考

- 一、本要綱ハ第一種工業部門ニ適用スルモノトス
- 第三種工業部門ニ對シテハ第二要領一ノ(一)及(四)ヲ除クノ外適
- 宜準用ス
- 二、廢休止企業ノ事業主ニシテ勞務者トシテ重點部門へ轉換シ得
- ル者ニ對シテハ要領二及五ヲ除クノ外適宜準用ス

- 三、勞務者トシテ轉換困難ナル者ニ對スル授産其ノ他必要ナル措
- 置ハ別途考慮ス
- 四、配給部門ニ於テ整備ヲ行フ場合ニ於ケル從業者ノ措置ニ付テ
- ハ工業部門トノ相違ヲ考慮シツツ方針六ノ措置ヲ講ズルモノ
- トス

極秘

別冊第五

企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱

企業整備ニ伴フ共助金等ニ付テハ所要ノ轉廢業ヲ公正且圓滑ニ實現シ  
併セテ今次企業整備ノ眞意義ノ徹底ニ遺憾ナカラシムル爲適切ナル共  
助方法ヲ講ゼシムルト共ニ殘存企業ニ於ケル經營ノ堅實ヲ圖ル爲之ニ  
對スル負擔ノ過重ヲ避クル方針ノ下ニ左記ニ依リ之ヲ運用スルモノト  
ス

記

一、轉廢業者ノ設備又ハ資産ノ引取

轉廢業者ヨリ引取ルベキ設備又ハ資産ノ評價ハ左ニ依リ之ヲ行フモ  
ノトス

(一) 産業設備營團ガ設備ヲ買取ル場合及國民更生金庫ガ資産ヲ引受  
クル場合ノ評價ハ現行ノ基準ニ依ルコト

尙國民更生金庫ニ於ケル資産引受價額ノ算定ニ當リテハ右基準ニ依ル營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率ヲ以テ還元シタル金額ヲ交付スル趣旨ヲ可及的勵行スルコトトシ之ガ爲資産並ニ營業權ノ評價ノ方法ヲ改善スルコト

(二) 當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體(以下殘存團體ト稱ス)ガ設備又ハ資産ヲ引取ル場合ノ評價ハ前項ノ基準ニ準ズルモ引取價額ハ當該産業部門ニ對スル將來ノ原材料、商品ノ供給ノ見透等ヲ參酌セル殘存團體ノ負擔能力ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

(三) 設備又ハ資産ノ引取價額ノ算定ニ當リテハニニ依ル實績補償ノ爲ノ共助金交付ノ程度ヲ斟酌スルコト

### 三、共助金ノ交付

轉廢業者ニ對スル實績補償ノ爲ノ共助金(營業權補償、實績權補償、

配給權補償等ノ名義ヲ以テスル實績補償ノ性質ヲ有スル交付金ヲ含ム)ハ左ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

(一) 共助金ハ殘存團體ノ負擔能力ノ限度内ニ於テ之ヲ算定シ努メテ過大ナル見積ヲ避クルコト

(二) 共助金ノ交付ハ中小企業者ニ重點ヲ置クコトトシ特ニ大工業者ガ其ノ工場、設備等ヲ相當ノ價格ヲ以テ處分シ又ハ之ヲ活用シ得ル場合ニハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(三) 左ノ場合ニ於テハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(イ) 殘存團體ニ共助金負擔ノ餘裕極メテ乏シキ場合

(ロ) 共助金ノ財源ニ充ツル爲當該物資ノ價格引上ゲノ要ヲ生ズベキ場合

轉廢業者ガ其ノ設備又ハ資産ノ大部分ヲ殘存團體ニ出資スル等ノ場合ニ於テ轉廢業ノ實無シト認メラルモノニ付テハ原則トシテ

共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

三 前二項ノ措置ヲ確保スル爲臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル認  
許可、共助ノ爲ノ資金ノ貸付等ニ際シテハ充分慎重ヲ期スルモノト  
ス

四 轉廢業ニ依リ生活ノ維持困難ナル者ニ對スル生活援護ノ共助金ニ  
關シテハ國家ニ於テ一業主當三百圓ヲ限度トシテ補助ヲ爲スモ要ス  
レバ六百圓迄増額スルノ途ヲ講ズルモノトス

五 設備又ハ資産ノ引取代金及共助金ノ浮動資金化ノ防止ニ付テハ「企  
業整備ニ伴フ財政金融措置安綱」ニ依ルモノトス

六 前各項以外ハ現行ノ制度ニ依ルモノトス  
備考

一、現ニ進行中ノ左ノ整備ニ於ケル共助金等ノ運用ニ付テハ概ネ從  
前通りノ取扱ニ依ルコト

(一) 工業及卸賣業ニ付テハ昭和十七年度中ニ企業整備要綱ヲ決定

シ地方長官又ハ統制團體宛通牒ヲ發シタルモノ

(二) 小賣業ニ付テハ第一次指定業種ニ該當スルモノ

三、要綱ニノ(三)第二項ノ例外トシテ共助金ノ交付ヲ爲ス場合ニ於テ  
ハ原則トシテ國民更生金庫ヲシテ之ガ資金ノ貸付ヲ爲サシメザル  
コト

極秘

別冊第六

企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

第一 方針

- (一) 企業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ  
必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト
  - (二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防  
止スルコト
  - (三) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト
  - (四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト
  - (五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スル等財政上ノ措置ヲ講ズル  
コト
- ヲ目途トシテ各般ノ方策ヲ講ズ

第二 要領

一、必要ナル金融資金ノ供給

- (一) 一般金融機關ガ廢休止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸出ノ引締（條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム）ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ろ寛大ニ措置スル様指導ス
- (二) 金融機關ヲシテ企業整備ノ圓滑ナル遂行ニ積極的ニ協力セシメ廢休止企業（之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム）ニ對シ整理ノ要資金（既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維持、従業員ノ管理、金利其ノ他一般經費等ノ爲ノ所要資金）ヲ供給セシム
- (三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ繼續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代リ又ハ融資ヲ爲サシム
- (四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導斡旋ヲ爲サシム此ノ場合ニハ各産業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

(四) 産業設備營團、國民更生金庫其ノ他廢休止企業ノ設備等ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

二、浮動資金ノ發生防止對策

(一) 産業設備營團及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金（假稱）ニ振替フルコト

(2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ

振替フルコト

- (5) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルコト（此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト）
- (二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取ル場合モ（一）ニ準ジ措置ス
- (三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ費用等ニ當リテハ可及的ニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ貸貸借、合併又ハ現物出資ノ方法ニ依ラシムルモ買收ノ形式ヲ採ル場合ニ於テハ其ノ代金ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ム事得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ
- (1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト

- (2) 代金ノ支拂ヲ買收者ノ發行スル社債又ハ國債ヲ以テスルコト（此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト）
- (3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

- (四) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納税其ノ他已ム事得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取リ若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返済ヲ濟ス場合ヲモ考慮ス
- 金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ム事得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル場合ハ預金ノ引出又ハ信託ノ解除ヲ認ム
- (五) 實績補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢休止企業ニ對シ交

付セララル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト  
共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(六) 役員、従業員等ニ對スル退職金ノ支給ハ極力國債ノ交付等ニ  
依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲ  
モ考慮ス

(七) 前各號ニ依ルノ外尙廢休止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ  
必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有  
價證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル様措置ス

廢休止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國民貯蓄組合ノ引繼ギ等ノ方法  
ニ依リ努メテ其ノ維持繼續ヲ圖ル

(八) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ儘存續セシ  
ムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス  
(註) 會社ヲ存續セシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員

等ヲ殘存セシムルノ要ナキ様適宜措置ス

### 三、會社經理對策

(一) 企業ノ趨勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止スル爲廢  
休止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス

重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放慢ニ流ルルヲ防止ス  
ル爲經理監督ヲ強化ス

(二) 廢休止企業ニ於ケル經費ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員  
ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム

(三) 廢休止企業ニ付適正ナル配當ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認  
ム

(1) 已ムヲ得ザル場合ニ於テハ資産ノ時價ニ依ル再評價ニ依リ  
評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト

(2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト



(5) 必要アルトキハ經營的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延經理  
スルコトヲ認ムルコト

#### 四 株価對策

- (一) 株価 (特ニ廢止企業ノ株価) ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲  
戰時金融金庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシ  
メ其ノ他株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- (二) 廢止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避クルト共ニ重點企業ノ  
配當引上ヲ抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズ
- (三) 臨時資金調達法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株価對策ノ見地ヨリ  
適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアム附公募等ヲ爲サ  
シム

#### 五 債權債務關係處理ノ圓滑化

- (一) 廢止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理ハ前記金融

措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム

- (二) 廢止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和ス  
ル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム
- (三) 纏リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ル  
モノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右  
ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援  
ス

#### 六 財政上ノ對策

- (一) 産業設備營團等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生活費補  
給、企業設備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ  
實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ
- (二) 廢止企業及其ノ關係者等ニ對スル租稅ノ減免ニ付必要ナル  
措置ヲ講ズ